（６）　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

（７）　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

（８）　資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）

（９）　子会社等に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目について一括した金額

(10)　理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権及び金銭債務があるときは、金銭債権の総額及び金銭債務の総額。ただし、共済規程による取引に係るものは、この限りでない。

(11)　次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳

①　繰延税金資産（その算定にあたり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）

②　繰延税金負債

(12)　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

共済団体が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、共済団体が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である共済団体が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第108条第４項の規定に従い記載すること。

(13)　手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

(14)　契約者割戻し準備金の増減異動及び契約者割戻しの支払額

(15)　子会社等の株式又は出資金の額

(16)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(17)　以下に掲げる金額

①　規則第44条第４項において準用する規則第42条に規定する再共済を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額

②　規則第42条に規定する再共済を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額

(18)　事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(19)　その他財産の状態を正確に判断するために必要な事項

２　「法第20条繰延資産」とは、法第20条前段の規定により資産の部に計上した事業費等